

令和4年1月

お客さま 各位

飯田信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は飯田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は令和4年2月より、長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し、令和6年4月より引落としを開始いたします。

この度の取り扱いは、長期間ご利用のない預金口座をお持ちのお客様に未利用口座の存在をお知らせし、口座の再活用をお願いすることで、犯罪に利用される可能性が高い未利用口座の削減に取り組むものです。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象預金の種類	普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金
対象となる口座 （未利用口座）	最後のお預入れまたはお引出し（預金口座のお利息の入金、未利用口座管理手数料の引落としを除く）から 2年以上 、お預入れまたはお引出しがない口座 ※紛失・盗難などによりご利用停止されている口座も対象となります
対象外となる口座	次のいずれかに該当する場合は対象外とします。 ・該当口座の残高が1,000円以上の場合 ・該当口座と同一店に他の金融資産（定期性預金・投資信託・保険・国債等）のお取引がある場合 ・該当口座と同一店にお借入れがある場合
手数料金額	年間550円（消費税込み）
手数料の引落とし	(1) 未利用口座管理手数料の対象となった翌月に、対象のお客さまへ「ご案内」を郵送いたします。 ※「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2) 「ご案内」郵送後、一定期間（2か月）経過後もお預入れ・お引出し・解約等のお取引がない場合、所定の未利用口座管理手数料を対象口座から引落としさせていただきます。 ※一旦引落としいたしました手数料は、ご返却いたしかねます。
対象口座の自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 ※解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ご不明な点はお取引店へお問い合わせください。

以上

